

監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 教育委員会
宇久地区公民館、宇久学校給食センター、
宇久小学校、宇久中学校
- 3 監査の期間 令和元年5月27日（月）～令和元年6月11日（火）
- 4 監査の範囲及び方法
平成30年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。
- 5 監査の着眼点
 - (1) 収入事務は適正か。
 - (2) 支出事務は適正か。
 - (3) 契約事務は適正か。
 - (4) 財産管理事務は適正か。
- 6 監査の結果
収入事務、財産管理事務において、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

【指摘事項】

1 収入事務について

- ① 公民館使用にかかる実費徴収金（電気代等）において、佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項で「使用者が、公民館の暖房、…コンセント…等を使用する場合は、実費を徴収する。」と規定されているにもかかわらず、公民館使用を許可した団体以外の者から実費徴収金を徴収しているものがあつた。
(宇久地区公民館)
- ② 公民館使用にかかる実費徴収金（電気代等）において、佐世保市財務規則第 268 条の 2 第 1 項で「令第 171 条の規定による督促は、納期限後 20 日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。
(宇久地区公民館)

慣例的に事務処理を行うのではなく、条例・規則等の再確認や、決裁者によるチェック体制の強化により、同じ誤りが繰り返されないようリスク管理調査表を活用し、事務処理体制の確立に取り組まれない。

2 財産管理事務について

- ① 普通財産賃貸借契約において、佐世保市財務規則第 210 条で「貸付期間満了後引続き貸付期間の更新を受けようとする者に対しては、普通財産借受更新申請書により契約期間満了前 30 日までに、市長に申請させなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに提出させていないものがあつた。
(宇久地区公民館)
- ② 学校施設使用において、佐世保市立学校使用規則第 2 条で「施設を使用しようとする者は、佐世保市立学校施設使用許可申請書により当該学校長に…申請しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、同書を提出させていないものがあつた。
(宇久小学校)

規則を再確認するとともに、学校施設使用については、申請者に対しても十分に説明を行われたい。